

（趣旨）

第 1 条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 区民会議は、条例第 3 条の規定に基づく所掌事務のほか、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 課題解決に向けた取組に対する進行管理及び評価に関すること。
- (2) 協働推進事業の事業計画、執行状況等の報告を受けること。

（課題の選定）

第 3 条 区民会議は、川崎市区民会議条例施行規則（平成 18 年川崎市規則第 28 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき把握した課題のほか、次に掲げる方法により広く区民から地域社会が抱える課題を把握し、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 地域メディア
- (3) 区民会議への提案箱

（副委員長）

第 4 条 条例第 5 条に基づき置かれる副委員長は 2 名とする。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序によりその職務を代理する。

（会議運営）

第 5 条 区民会議は、原則として年 4 回開催する。

- 2 開催日時は、委員長が第 8 条に規定する企画部会に諮って決するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、臨時会を開催することができる。

（議事運営）

第 6 条 区民会議の議事は、出席委員の一致により決することを原則とする。ただし、委員長がこれにより難しいと認める場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第 7 条 条例第 7 条に規定する専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会

議に諮って決するものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員の互選により定める。
- 3 専門部会に副部会長を置くことができる。
- 4 専門部会における調査検討の結果は、出席部会員の合意により区民会議に提案することを原則とする。

(企画部会)

第 8 条 区民会議に委員長、副委員長及び委員若干名で構成する企画部会を置く。

- 2 企画部会に属すべき委員（委員長及び副委員長を除く。）は、委員の互選により定める。
- 3 企画部会に副部会長を置くことができる。
- 4 企画部会は、次に掲げる事項を処理するものとする。
 - (1) 会議運営の事前調整に関すること。
 - (2) 課題の整理及び調整に関すること。
 - (3) 区民会議の広報及び広聴に関すること。
 - (4) その他区民会議から委任を受けた事項に関すること。

(関係者の出席)

第 9 条 区民会議に条例第 8 条の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、委員長が区民会議に諮って決するものとする。

- 2 専門部会及び企画部会に規則第 4 条第 4 項の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、部会長がそれぞれの部会に諮って決するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。